

**居宅介護支援事業所 重要事項説明書**

令和 7年 3月 1日改正

## 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	前田介護相談所
代表者氏名	取締役 前田 程一
本社所在地	神奈川県小田原市東町2-8-3

## 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	前田介護相談所
事業所指定番号	神奈川県 第1472300084号 指定日 平成12年4月1日
事業所所在地 連絡先	神奈川県小田原市東町2-5-9 電話 0465-66-0181 FAX 0465-66-0180
事業の実施地域	小田原市全域

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるようにサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事を目的とします。
運営の方針	利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。また 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、中立公平に行います。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。但し、12月29日から1月3日を除く。
営業時間	午前9時から午後18時30分とし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (4) 事業所の職員体制

管理者	管理者兼介護支援専門員 前田 程一
-----	-------------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名 (兼任)
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤8名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となります。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
取扱い件数区分		
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,620円	居宅介護支援費Ⅰ 15,097円
“ 40人以上の場合において、40以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,638円	居宅介護支援費Ⅱ 7,308円
“ 40人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,381円	居宅介護支援費Ⅲ 4,387円

\* 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より200単位(約2,000円)を減額します。

\* (利用料について、事業所が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス計画費の支給申請を行ってください。

	加算	加算額	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	3,210円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算	(Ⅰ) 2,675円 (Ⅱ) 2,140円	介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を当日(営業終了後は、翌日)に行った場合(Ⅰ) 3日以内に行った場合(Ⅱ)
	退院・退所加算	連携1回 6,420円 連携2回 8,025円 連携3回 9,630円	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中3回を限度とする。但し1回は退院時カンファレンスの参加を行う)
	通院時情報連携加算	535円/回	病院又は診療所において医師又は、歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に対して心身の状況等の必要な情報提供を行うとともに医師等から必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(一月に2回を限度)

	ターミナルケアマネジメント加算	4,280 円/月	24 時間の連絡体制を確保しつつ、居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備し、自宅で死亡した利用者に対して、在宅で主治医の指示のもと居宅サービス計画を作成し、ご自宅で看取りを行った場合、14 日以内に 2 日以上訪問を行う。
--	-----------------	-----------	--

	特定事業所加算（Ⅱ）	4,504 円	利用者のサービス提供にあたり、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
	特定事業所医療介護連携加算	1,337 円	利用者のサービス提供にあたり、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）

### 3 その他の費用

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、通常の地域を越えたときは、1 Km毎に 20 円（税込）となります。
-------	--

### 4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

### 5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 居宅サービス計画の作成にあたっては、居宅サービス計画に位置付ける事業所について、ご利用者及びその家族に複数のサービス事業所の紹介・提示を行い、利用者の意思に基づいて選定できるように支援します。

### 6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> </ol>
--------------------------	--

	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 9 虐待の防止及び身体拘束等に適正化に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等防止等をより推進する観点から、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待を防止、又身体拘束等の適正化するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの虐待防止、又身体拘束等の適正化するための体制、指針の整備
- (3) その他虐待防止（身体拘束等を含む）のために委員会の開催等を定期的に行う。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

\* 虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する担当者 管理者 前田 程一

## 10 サービス提供に関する相談、苦情・ハラスメントについて

当事業所は、利用者からの相談及び苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の相談及び苦情・ハラスメントに対し、迅速に対応します。

《苦情及びハラスメント申立の窓口》

【事業者の窓口】 前田介護相談所 管理者 前田 程一	所在地 小田原市東町2-5-9 電話番号 0465-66-0181 FAX 0465-66-0180 受付時間 午前9時～午後6時
【市町村（保険者）の窓口】 小田原市高齢介護課	所在地 小田原市荻窪300 電話番号 0465-33-1827 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠木27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

1.1. 衛生管理について

感染症が発生し、まん延しないように検討する委員会を設け、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、事業所職員に対して感染症の予防及びまん延に対する研修及び訓練を定期的実施します。

1.2. 感染症のまん延や大規模自然災害が発生した場合で、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するために業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年に2回以上実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

サービスの利用状況について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型介護、福祉用具貸与の利用状況は、次の通りです。

- ① 前6か月間（令和6年9月～令和7年2月）に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各利用割合
- |           |     |
|-----------|-----|
| 訪問介護      | 38% |
| 通所介護      | 28% |
| 地域密着型通所介護 | 35% |
| 福祉用具貸与    | 65% |

- ② 前6か月間（令和6年9月～令和7年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業所によって提供されものの割合

訪問介護	はる訪問介護ステーション 19%	シェイクハンズ 16%	たすけあい小田原 11%
通所介護	デイサービス元気 13%	「銀の鈴」こゆるぎデイサービス 12%	デイサービス古清水 10%
地域密着通所介護	エールリハビリテーション 14%	レコードブック小田原 9%	カラダ元気 FUKUMOTO 8%
福祉用具貸与	サニーズケア小田原 32%	メデイケアセンター小田原 28%	チャーリーケア 26%

## 1. 居宅介護支援業務の実施方法について

指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

## 2. 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供し、特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - ウ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明し、利用者及び家族の同意を確認します。

## 3. サービス実施状況の把握、評価について

- ① 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、評価その他の便宜の提供を行います。
- ② 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者へ介護保険施設に関する情報を提供します。

## 4. 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

## 5. 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## 6. 要介護認定等の協力について

事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行い、利用者希望された場合は代行申請をいたします。

## 6. 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。